

# 江東区男女共同参画行動計画策定事業委託実施要領

## 1 事業の趣旨・目的

本区では男女共同参画社会の実現を重要施策と位置づけ、令和3年3月に「男女共同参画 KOTO プラン（第7次行動計画）」を策定し、男女共同参画を推進してきた。令和7年度に第7次行動計画の期間が満了となることから、第8次行動計画（計画期間は令和8年度から令和12年度）を策定するため、以下のとおり策定業務を受託する事業者を公募する。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 江東区男女共同参画行動計画策定事業委託
- (2) 業務内容 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 委託上限額 8,349,000円（消費税込）

※ただし、上記金額は目安であり、令和7年度の歳出予算について確約するものではなく、当該金額について減額する場合がある。

## 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (4) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による）。
- (6) 都内又は近県（千葉県・埼玉県・神奈川県）に事業所を有し、令和2年度以降、国又は地方自治体が実施した男女共同参画に関する計画策定業務を受託した実績を有すること。

#### 4 スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間  
令和6年12月20日(金)～令和7年1月24日(金)午後2時
- (2) 質問受付期間  
令和6年12月20日(金)～令和7年1月14日(火)
- (3) 質問回答日  
令和7年1月17日(金)
- (4) 企画提案書提出期限  
令和7年1月24日(金)午後2時厳守
- (5) 第1次審査結果通知  
令和7年2月7日(金)
- (6) 第2次審査  
令和7年2月21日(金)
- (7) 最終選定結果通知  
令和7年2月27日(木)

#### 5 参加手続

- (1) 実施要領の公表
  - ①公募期間：令和6年12月20日(金)～令和7年1月24日(金)午後2時
  - ②公募方法：江東区ホームページにて公表
- (2) 質疑・回答
  - ① 質問受付期間：公募開始～令和7年1月14日(火)午後5時必着
  - ② 質問方法：質問は質問票【様式5】でFAX又は電子メールにより「11担当所管」まで提出すること。
  - ③ 回答日時：令和7年1月17日(金)までに行う。
  - ④ 回答方法：質問への回答は江東区ホームページに掲示し、個別の回答は行わない。
- (3) 企画提案書等の提出
  - ① 提出期限：令和7年1月24日(金)午後2時厳守  
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
  - ② 提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時)又は郵送  
※郵送の場合、期限までに必着のこと。  
※提出先は、「11担当所管」まで。
  - ③ 提出部数：正本1部(表紙に会社名を記載)  
副本8部(提出書類(2)～(5)、提出書類に会社名は記載しないこと)

## 6 提出書類

- (1) 参加申込書【様式1】※副本不要
- (2) 企画提案書（男女共同参画行動計画策定事業委託）表紙【様式2】
- (3) 会社概要書【様式3】
- (4) 他自治体実績書（男女共同参画に関する計画策定業務）【様式4】
- (5) 見積書（男女共同参画行動計画策定事業委託）
- (6) 定款又はこれに類する書類（最新のもの）※副本不要

### 【書類作成時の留意事項】

- ・(1) は指定の様式を使用し、A4サイズ1ページで作成すること。
- ・(2) は指定の様式を表紙とし、A4サイズ任意様式（表紙を除いて両面印刷、ページ総数は20ページを超えない範囲）で作成すること。
- ・(5) は令和7年度中の実施計画に沿って経費を見積り、記載すること。様式は任意とし、消費税を含む金額を記載するとともに、積算内訳を明記すること。
- ・提出書類は、返却しない。
- ・提出書類は情報開示請求の対象となり（法令で定める非該当事由に該当する項目は除く）、情報開示請求があった場合は、江東区情報公開条例に基づき公開することがある。
- ・提案書の内容で仕様確定とするものではない。

## 7 選定方法・評価方法

公募型プロポーザル方式により受託事業者を決定する。各事業者の企画提案の審査は、江東区男女共同参画行動計画策定事業委託事業者選定委員会（以下、「事業者選定委員会」という。）において行う。

### (1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

### (2) 評価方法

企画提案書・価格提案書・プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、評価する。

### (3) 第一次審査（書類審査）

提出書類について「評価基準」に基づき採点を行い、採点が高い事業者から順に3事業者を第二次審査対象者として選定する。

第一次審査の結果は、令和7年2月7日（金）までに全ての参加事業者に電子メールにより通知し、併せて、第二次審査対象者には日時、場所等詳細を通知する。

### (4) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

本業務を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行うこと。

1事業者あたり30分（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）程度と

し、参加人数は3名までとする。

(5) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)(4)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が6割未満の場合は、候補者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 見積書の金額が委託上限額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約締結後速やかに、下記項目について江東区ホームページにて公表する。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点
  - ※(1)以外の参加者の名称は、ABC表記とする。
  - ※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

## 9 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

## 10 留意事項

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び見積書については、1者につき1提案に限る。

- (3) 企画提案書及び見積書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (4) 参加申込書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出や補正等を求めることがある。
- (5) 本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 審査期間中の審査内容についての問い合わせには一切応じない。
- (8) 本業務の実施及び予算額については、令和7年第1回議会定例会における令和7年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となる可能性がある。

## 1.1 担当所管

江東区総務部人権推進課男女共同参画係

〒135-0011 江東区扇橋3-2-2

電話：03-3647-1163

FAX：03-5683-0340

E-mail：0587010@city.koto.lg.jp